1. 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)申立てにかかる賠償一覧表

(単位:円)

分 類	平成23年度	平成24年度	小計	東電直接賠償	和解案
	未収額(円)	未収額(円)	未収額(円)	収入額(円)	
(1)人件費	29,848,414	42,345,514	72,193,928	0	2,500,000
(2)旅費	5,900	9,600	15,500	7,900	
(3)委託費	49,350	49,350	98,700	98,700	
(4)その他経費	52,500	5,032,144	5,084,644	5,032,144	
合 計	29,956,164	47,436,608	77,392,772	5,138,744	2,500,000
					7,638,744

2. 未収額一覧

(単位:円)

分 類	未収項目	未収額	
(1)人件費	その他時間内人件費	69,693,928	
(2)旅費	賠償金請求にかかる弁護士相談出張旅費	7,600	
(3)委託費			
(4)その他経費	賠償金請求にかかる弁護士相談費	52,500	
合 計		69,754,028	

3. 申立額に対する賠償割合

(単位:円)

	\ - 13/
① ADR申立額	77,392,772
② 東電直接賠償額	5,138,744
③ 和解額	2,500,000
④ 差し引き未収額	69,754,028
⑤ 申立額に対する賠償の割合((②+③)/①)	9.87%

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 東京電力ホールディングス株式会社

2 経緯について

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る本市の損害については、これまで平成23年度から原発事故対応に要した費用を、東京電力ホールディングス株式会社に対し、複数回にわたり賠償請求を行ってきたところです。

このうち、平成23年度分及び24年度分の事業費及び人件費に係る一部不払い分77,392,772円についてを令和2年6月末に、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADR センター」という。)に対し、和解仲介(あっせん)の申立てを行っていたところ、先般、ADR センターから和解案の提示があったので、これを受諾することとし、令和4年6月20日の議会の議決を経て同月29日に被申立人である東京電力ホールディングス株式会社と和解契約の締結に至りました。

和解金額については、上記賠償一覧表のとおりとなっており、放射能対策業務人件費請求額の時間外人件費部分にあたる2,500,000円が和解額となっております。また、同申立て後、東京電力賠償担当者より今申立てと並行して支払交渉を行いたいとの申し出があったことから、各請求項目のうち賠償が見込める項目のみの並行交渉を進めた結果、賠償金額は5,138,744円となっております。

未収額となる69,754,028円については、ADR センターより被申立人である東京電力に対して賠償を促す事実上、法律上の根拠が十分得られず、これ以上和解仲介手続を継続することが困難であるとされ、同手続の打切りの通達があったため、打切りました。

3 和解案受諾の理由

- (1) 本和解案は、法令や政府指示等に関わらず、相当因果関係がある損害と 認めるものであり、本市が主張してきたことが一定程度斟酌されている。
- (2) 本和解案を以て和解することにより、早期賠償が実現できる。
- (3) 本和解案で損害として認められなかった正規職員の勤務時間内の人件費等については、別途損害賠償請求等をする余地が残されている。
- (4) 顧問弁護士からは、本和解案の内容は妥当なものであり、和解申立ての 手続についても早期解決を図る手段として有益であったとの見解を得てい る。